

日本共産党区議会議員
Japanese Communist Party

安藤たい作

区政報告 ニュース 第68号

「後期高齢者医療制度は廃止して！」

区内22団体が、去る第二回定例区議会に請願。 共産党は賛成討論を行いました



青少年問題協議会の委員も務めさせて頂いています。しかし議論は低調気味。こんなご時勢だけに活発な議論を期待したいと思いました

請願は、診療所など医療機関のほか、女性団体、業者団体、建設4組合など区内22団体が提出。「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を政府に提出して下さい」と求める内容です。

ところが区長と、それを支える与党の自民・公明議員は「医療サービスはなんら変わらない」「医療制度を持続可能なものにするために必要」などと主張し、あくまでこの制度は正しいと強弁。区民の願いを拒否しました。共産党は請願への賛成討論を行い、あらためて反論しました。

医療崩壊を進める制度

制度の目的を、厚労省の担当官は「医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者が自ら自分の感覚で感じ取って頂くことにした」と述べています。つまり、医療費を削減することを目的に作られたこの制度の元では、医療水準は下がることすらあれ、上がることはありえません。

そもそも日本の医療費はGDP比で8・2%と、OECD加盟30カ国中で21位という低水準。巨大な生産

今年2回目の定例議会が去る3日、閉会。一般質問でも取り上げられ、また区内団体からも請願があるなど、後期高齢者医療制度の是非をめぐる、国会と合わせて区議会も論戦の場となりました。

力が医療にはあまりまわってないというのが実態なのです。加えて自民党政治の元、ただでさえ低い医療費を年々削減してきたことが「医療崩壊」を作り出してきました。日本の人口千人当たりの医師数は2・1人で、OECD平均の3・1人を大きく下回っています。お産ができる病院も全国で02年↓06年で半減しました。安上がりの「後期高齢者医療制度」など、これ以上の医療費の削減は、与党の言う「持続可能」どころか、医療崩壊を加速させ、引いては国民皆保険制度も掘り崩します。世界的にも異常な医療費抑制政策は転換し、医療にはもっとお金を使うべきです。

更に声を大きくし廃止を

賛成討論後、採決が行われ、共産8、ネット2、民主のうち半数の3の議員が起立したものの、請願は13¹・7²で否決になりました。しかし、国会では野党4党が提出した廃止法案が衆院で継続審議になっています。引き続きこの問題は国政上の大問題になることに強めて、未来のない高齢者差別の医療制度は、必ず廃止を勝ち取りましょう。



漫画：安藤たい作

安藤たい作プロフィール '74年宮城県仙台市生まれ。国立宮城教育大卒。'98年漫画家を志し上京。'02年青年誌奨励賞受賞。'06年の区議補選で初当選。

安藤たい作ニュースは、「品川区議会における政務調査費の交付に関する規定」で定める用途基準「広報・活動費」に基づき、政務調査費によって発行されています。ご意見・ご感想をお寄せください。

お知らせ

日本共産党区議会議員
Japanese Communist Party

安藤たい作
ニュース 裏面

区庁舎に後期高齢者医療制度の臨時窓口が
開設されます

7月19日(土)・20日(日)・26日(土)・27日(日)
午前8時30分～午後5時まで高齢事業課(本庁舎3階)にて
【問い合わせ専用電話】 電話03-5742-6736
【高齢事業課高齢者医療係】 電話03-5742-6937

8月の 無料なんでも法律相談会

- ① 弁護士さんと一緒に相談会を行います。
生活のこと法律のこと、お気軽にご相談ください。
- ② 事前に電話を入れた上、ご参加いただけると確実です。
(事前予約は平日日中は区議控室へ: 5742-6818)
(土日は安藤事務所へ: 3491-3230)

8月19日(火)
夜6:30～8:30
安藤たい作西品川事務所
(品川区西品川3-16-3)
TEL:03-3491-3230)
大崎駅より徒歩8分・百反坂沿い



いよいよ7月31日まで!

昨年の所得がゼロに減った人に
住民税還付制度があります。

Q・どんな人が対象なの?

2006年に所得税が課税されていたのに、2007年度に退職などで所得が大幅に減り、所得税がゼロになった人を対象に、07年度の住民税の一部を還付する制度です。7月1日から31日までのあいだに、市区町村に申告すれば、最高9万7500円(平均4万円程度)が還付されます。

Q・なぜこの制度が設けられたの?

昨年度の国から地方への税源移譲で、住民税の税率が一律10%になり大幅に増えましたが、その分は所得税の最低税率を10%から5%に引き下げることで調整されます。しかし、定年退職、失業、育児休業などの理由で所得が大幅に減った場合は、この調整が行われません。そこで、新しくつくられたのが、この住民税還付制度です。

Q・どうやったら受けられるの?

この措置は、昨年6月の時点ではほとんど知られていませんでした。共産党は、昨年6月の衆議院財務金融委員会の質問でとりあげ、周知徹底を求めていました。自動的に受けられるわけではなく、申告しなければ還付されないことは問題ですが、品川区では、対象と思われる方については、6月末に減額申告書が送付されています。申告期間が決まっていますので、対象にあたる方は忘れずに申告するようにしましょう。

* 詳しい問い合わせは税務課
(Tel5742-6663~6)まで